

木造建築物の組立て等作業主任者 技能講習ご案内

青森労働局長登録教習機関(登録番号・第49号)
建設業労働災害防止協会 青森県支部
(略称:建災防)

労働安全衛生法第14条(作業主任者)の規定により、事業者は労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第7号に規定する、軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立て又は、これに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業については、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮、その他の厚生労働省令で定める事項を行わなければならないことになっております。

当支部は、青森労働局長登録教習機関として、この技能講習を実施することになりましたので、この機会を逃がさず有資格者の充足を図られますようご案内いたします。

1. 受講対象者

【年齢】 満18歳以上であること。

- 【経験年数】
- (1) 木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業に3年以上従事した経験を有する者。
 - (2) 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有する者。(※卒業証明書等(写)を添付して下さい)
 - (3) その他、厚生労働大臣が定める者。

2. 講習科目及び時間

- 【1日目】 ① 木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識(7時間)
- 【2日目】 ② 工事用設備・機械・器具・作業環境等に関する知識(3時間)
- ③ 作業者に対する教育等に関する知識(1.5時間)
- ④ 関係法令(1.5時間)

3. 講習科目の受講一部免除

- (1) 型枠支保工の組立て等、足場の組立て等、鉄骨の組立て等作業主任者技能講習又は建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了（修了証取得）した者。
- (2) 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表第1に掲げる検定職種のうち、建築大工又はとびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者。
- (3) 職業能力開発促進法施行令第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる、建築科、とび科又はプレハブ建築科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者。

※ 受講の一部免除を受ける者は、受講申込み時に必ず有資格証（写）を添付のうえ申込みすること。（申込み時に、有資格証（写）の添付無いものは、全科目受講としてみなしますので注意下さい。）

4. 受講料

区分	全科目	一部免除		
受講希望	表紙1に該当する者	上記3の(1)に該当する者	上記3の(2)に該当する者	上記3の(3)に該当する者
受講時間	13時間	①④ 8.5時間	③④ 3時間	④ 1.5時間
受講料	(税込) 8,000円	(税込) 6,000円	(税込) 4,000円	(税込) 2,000円
テキスト代	会員 1,200円 非会員 1,500円	会員 1,200円 非会員 1,500円	会員 1,200円 非会員 1,500円	会員 1,200円 非会員 1,500円
修了証送付料	380円	380円	380円	380円
計	会員 9,580円 非会員 9,880円	会員 7,580円 非会員 7,880円	会員 5,580円 非会員 5,880円	会員 3,580円 非会員 3,880円

5. 修了試験

講習2日目の講義終了後、1時間の筆記試験を行います。

6. 修了証

所定の科目を受講し、かつ修了試験合格者には、「木造建築物の組立て等作業主任者技能講習修了証」を交付します。

7. 講習日時及び場所

日 時：平成 年 月 日～ 月 日 午前9時～
場 所：

8. 受講申込み方法等

- (1) 受講申込書（所定の申込書に必要事項を記入の上、捺印のこと。）
- (2) 写真1枚（胸上タテ3.6cm×ヨコ2.4cm、1年以内撮影）
- (3) 受講料（持参又は現金書留により納付する。）

9. 受講定員及び締切り

1回あたりの受講定員は100名以内とし、締切日以前であっても定員に達した場合は、受付を締切りますのでご了承下さい。（講習開始の7日前までに申込みして下さい。なお、各分会によっては、受付方法等が異なりますので開催地の各分会にご確認下さい。）

また、受講定員に満たない場合は、受講を延期等することもありますのでご了承下さい。

10. そ の 他

- (1) 電話による申込み予約等はしておりませんのでご了承下さい。（受講申込書は、随時受付しております。）
- (2) 受講当日は、必ず筆記用具を持参して下さい。
- (3) 受講当日の取消し又は欠席した場合は、受講料はお返しいたしません。
- (4) 受講申込書は、支部若しくは各地区の分会にて取り扱っております。
- (5) 講習日時及び場所は、お間違いのない様にご注意下さい。
- (6) 受講当日は、時間厳守といたします。（遅刻、講義中での退席は認めませんのでご注意下さい。）
- (7) 講習会場によっては、駐車場に車を止めることができない場合もありますのでご了承下さい。

11. お問い合わせ先

- ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部
〒030-0803 青森市安方二丁目9-13 青森県建設会館1F
☎ 017-773-6200
FAX 017-773-6201
- ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 東青分会
〒030-0803 青森市安方二丁目9-13 青森県建設会館2F
☎ 017-722-5127
FAX 017-775-2147
- ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 西地方分会
〒038-2761 西津軽郡鯨ヶ沢町舞戸町字鳴戸384-35 西建設会館内
☎ 0173-72-3037
FAX 0173-72-5080
- ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 中弘分会
〒036-8207 弘前市上白銀町1-9 弘前建設業協会内
☎ 0172-34-2757
FAX 0172-36-6210
- ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 南黒分会
〒036-0331 黒石市八甲69-17 黒石建設会館内
☎ 0172-52-3417
FAX 0172-53-1268
- ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 北五分会
〒037-0035 五所川原市湊字千鳥97 北五建設会館内
☎ 0173-35-2438
FAX 0173-34-5339
- ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 上北分会
〒034-0081 十和田市西十三番町4-10 建設会館2F
☎ 0176-23-6141
FAX 0176-20-1174
- ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 下北分会
〒035-0073 むつ市中央二丁目3-45 下北建設センター内
☎ 0175-24-1016
FAX 0175-24-1688
- ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 三八分会
〒031-0073 八戸市売市字観音下28-5 八戸建設会館内
☎ 0178-22-0755
FAX 0178-22-0160